

令和6年4月30日

第11回総会議事録

長岡市農業委員会

第 1 1 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 4 月 30 日（火曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法の届出通知等について
報告第 2 号 長岡市農業委員会事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の一部改正について
- 4 出席委員 (21名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (3名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主任 山際 賢也、
主事 田中 菜々子

開 会（午後 1 時 56 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。
長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)
これより第 11 回総会を開催いたします。
総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 本日、欠席届が議席番号 11 番、田中豊委員、14 番、駒野亜由美委員、15 番、西巻郁夫委員の 3 名から提出されております。出席委員は 24 名中 21 名で

あり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号22番、伊丹なつみ委員、23番、佐藤辰也委員を指名いたします。

日程第 2 議案第1号 農地法第3条の許可申請について

議長

日程第2、議案第1号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の3から5ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は12件でございます。

1番から9番は売買による所有権移転、10番から12番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第1号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の許可申請について

議長

議案第2号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、三島地域1件、寺泊地域1件、長岡地域1件の計3件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において4月22日までに現地確認を実施しております。

1番、瓜生の畑について、農機具格納庫兼作業場敷地として利用するものです。議案資料19ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、寺泊町軽井の畑について、住宅建築敷地として利用するものです。工期は、令和6年5月10日から令和6年9月30日までの計画です。申請地は、寺泊町軽井地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、千代栄町の畑について、農作業所兼農業用倉庫敷地として利用するものです。議案資料20ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の許可申請について

議長

議案第3号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の9、10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域7件でございます。

1番、5番の黒津町の畑については同一案件ですので、まとめて説明いたします。1番は、農業用車庫敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。5番は、農家住宅敷地及び農業用倉庫敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料21ページに経過説明を掲載しております。申請地は、黒津町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、宝地町の畑について、住宅建築敷地として利用するため、売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年10月31日までの計画です。申請地は、宝地町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

3番、槇山町の田について、農作業所建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料22ページに経過説明を掲載しております。申請地は、槇山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、小曾根町の畑について、庭敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請地は、小曾根町地区内に存在する農業公共投資の対象と

なっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

6番、川崎町の田について、自動車修理工場建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和6年11月10日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

7番、福道町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、許可日から令和6年9月30日までの計画です。申請地は、福道町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第3号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の13ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で16件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が15件、使用貸借権設定が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは137件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が121件、使用貸借権設定が16件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは93件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が87件、使用貸借権設定が6件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の15ページから55ページにて確認をお願いします。

以上、計246件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第5号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたしま

す。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の59ページをご覧ください。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、未相続農地等で2分の1以上の共有持分を有する者が不明で、共有持分を有する者の一人がいる場合に、ほかの共有持分を有する者を農業委員会が探索し、さらに共有者不明である旨の公示に対しても異議の申出がなかった共有者不明農地について、新潟県農林公社に貸付けを行うものです。

内容については、寺泊年友の田の賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分について、議案書の61ページをご覧ください。今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、内容については、寺泊年友の田の賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件となっています。

続いて、議案書の63ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

このたびは6件の申出があり、内容については、賃借権の移転が6件となっています。これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決

定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第 1 号 農地法の届出通知等について

議長

日程第 3、報告第 1 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を65ページに掲載してあります。5条の届出についてですが、66ページの3番が取下げとなりましたので、3番を斜線で消していただき、68ページの合計欄を8件、11筆、2,785.64㎡と修正してください。18条合意解約について8件を69から71ページに、農地法の適用を受けない事実確認1件を72ページに、利用権の解約について19件を73から75ページに、中間管理権の解約について10件を76、77ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

報告第 2 号

長岡市農業委員会事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の一部改正について

議長

報告第 2 号 長岡市農業委員会事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

小川次長

報告第 2 号 長岡市農業委員会事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の一部改正についてご報告いたします。

本規程は、長岡市農業委員会における障害を理由とする差別の解消の推進等について必要事項を定めたものです。

議案書の79ページをご覧ください。規程の改正案を新旧対照方式で掲載してございます。

今回の改正は、国の法改正に伴い、長岡市長の事務部局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程が変更されたため、この規程を準用している長岡市農業委員会事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応規程の一部を改正するものです。

改正後の規程は、令和6年4月1日から施行するものであります。

なお、本来であれば3月総会での報告とするところでしたが、事務手続上の関係で今月の総会での報告となったものです。

報告は以上です。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第11回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時19分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年4月30日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	欠	駒野亜由美																		
3	出	韭澤哲也	15	欠	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	出	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	欠	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 15%;">議事録署名委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>人</td> <td>伊丹なつい</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td>人</td> <td>佐藤辰也</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	21	人	議事録署名委員		欠席委員	人	3	人	伊丹なつい	委員		計	24	人	佐藤辰也	委員
出席委員	人	21	人	議事録署名委員																			
欠席委員	人	3	人	伊丹なつい	委員																		
	計	24	人	佐藤辰也	委員																		